



議案第百二十九号

町道路線の認定について

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八条第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年十二月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾五年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

路線番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅員	摘 要
二六五	牧本線	三朝町大字牧字 滝ノ谷五〇三番 地先	三朝町大字牧字 前二七三番地の二 先	七六五 メートル	一六〇 メートル	旧一般国道 一七九号線
二六六	穴鴨本線	三朝町大字曹源 寺上田七三番 地先	三朝町大字穴鴨字 臺四九六番地先 錫	六三七 メートル	九一〇 メートル	
二六七	下西谷本線	三朝町大字下西 谷字屋敷通二〇 六番地の二先	三朝町大字下西 宮ノ前三一四番地 先	三三二 メートル	五七三 メートル	旧主要地方道 江府中和用瀬 線
二六八	オノ神線	三朝町大字上西 谷字オノ神二三 番地の先	三朝町大字上西 オノ神二二番地の 一先	六六 メートル	六四 メートル	旧一般県道 羽出三朝線
二六九	下西前田線	三朝町大字下西 谷字前田二七二 番地の六先	三朝町大字下西 二星敷通二一四番 地の二先	三二 メートル	五七九 メートル	
二七〇	波関線	三朝町大字片柴 五番地先	三朝町大字片柴字 満一〇四五番地の 二先	七〇 メートル	五三 メートル	旧主要地方道 三朝東郷線
二七一	鎌田本線	三朝町大字鎌田 地字深田六二〇番 地の二先	三朝町大字鎌田字 稲田二六八番地の 一先	五三 メートル	四八 メートル	旧一般県道 木地山倉吉線